

工事請負契約書

注文者_____

株式会社アドバンス

(以下甲といふ)と

請負者_____

株式会社美成工業

(以下乙といふ)とは

この契約書により工事請負契約を締結する。

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 工事内容 解体工事一式

4. 工期 着手 / /
完了 / /

5. 請負代金額 ¥0

うち工事価格(取引に係る消費税を除く)
取引に係る消費税額 10% ¥0

6. 支払い方法 工事完了後、完工月末締め45日以内銀行振り込み。

7. 工事内容の変更等により、請負代金または工期の変更が生じた場合は、双方協議して定める。

8. 乙は工事に支障を及ぼす天候不良あるいは天候その他乙の怠慢にあらざる事由により、工事期間内に工事を完成する事ができない場合は、遅延なく甲にその理由を申し述べ工事期間の延長を求める事が出来る。

9. 乙は工事物件の引き渡し迄は自己の費用を以て契約の目的物、工事材料その他工事の施工に関する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない。

10. 乙は工事に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに処理解決しその賠償の責を負うものとする。

11. 工事完了後、甲による検査の後、是正事項がなければ検査終了とし、これをもって引渡しとする。是正事項があった場合は、乙による是正工事終了後、甲による再度の検査終了をもって引渡しとする。

12. 乙は本件の解体工事完了後、甲よりマニフェストE票の掲示を求められた場合、工事完了日から180日以内にマニフェストE票の写しを郵送・FAX・メール等の方法で送付し提示する。

13. (1)甲が乙に対し契約を解除できる正当な理由がある場合、甲は契約を解除できる。
その場合、本書記載の請負代金については解除理由を協議の上、甲は乙に相応の請負工事代金を支払うこととする。

(2)乙が甲に対し契約を解除できる正当な理由がある場合、乙は契約を解除できる。
その場合、工事代金の金額又は契約解除日までの出来高で清算し、乙は甲から請負工事代金の支払いを受けることとする。

14. この契約に定めていない事項は、必要に応じて双方協議して定め、甲と乙は互いに対等な立場で協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
当事者間に紛争が生じたときは、双方の承諾する第三者を選出し、解決を図る。

以上、この契約書の証として本書1通を作成し、各自記名押印のうえ甲が保有する。

2023/ /

甲(注文者)

住所: 千葉県東金市小野16-1

氏名: 株式会社アドバンス

代表取締役 平野 知彦

電話番号: 0475-71-2325

乙(請負者)

住所: 埼玉県草加市草加5-10-9 サンハウス302

氏名: 株式会社美成工業

代表取締役 成相かおる

電話番号: 048-915-2596

備考 本案件については、近隣対策費(家屋調査含む)／場内残置物撤去及び処分／フロンガス回収／地中埋設物撤

杭抜き作業／浄化槽撤去／井戸撤去／アスベスト除去／リフォームによる二重屋根撤去／3個所以上の試掘作業

ベタ基礎撤去／樹木伐採／その他追加工事は、上記本体工事の対象外と致します。

